

第4節 シームレスな経済圏の実現による更なる発展を目指して

ここまで見てきたように、東アジアにおいてEPA / FTAを通じた域内経済のシームレス化と事業活動を支える物流インフラ整備が進展しつつある中で、我が国企業は、多国間工程分業、生産品目の集約化、東アジアを一体として捉えた販売戦略強化への取組など、事業ネットワーク全体を最適化する動きを顕著にしてきている。このような東アジアにおける事業ネットワークの拡大・深化は、我が国企業に新たなイノベーションを創出するとともに、貿易や投資の拡大を通じて、東アジア各国の経済成長にも大きく寄与してきたと考えられる。

今後、東アジアが持続的な成長を実現していくためには、貿易・投資の拡大にもつながる我が国企業を始めとする外資系企業の事業活動が活発化することも重要な要素の一つである。そのためにも、東アジア地域の事業環境を一層自由かつ調和されたものとしていくことが求められる。本節では、指摘されている各国の事業環境の課題を概観することで、事業環境整備の重要性を確認するとともに、我が国のみならず東アジアに更なる活力を生み出すと考えられるシームレスな経済圏をもたらす制度的な統合の在り方に関する示唆を得る。

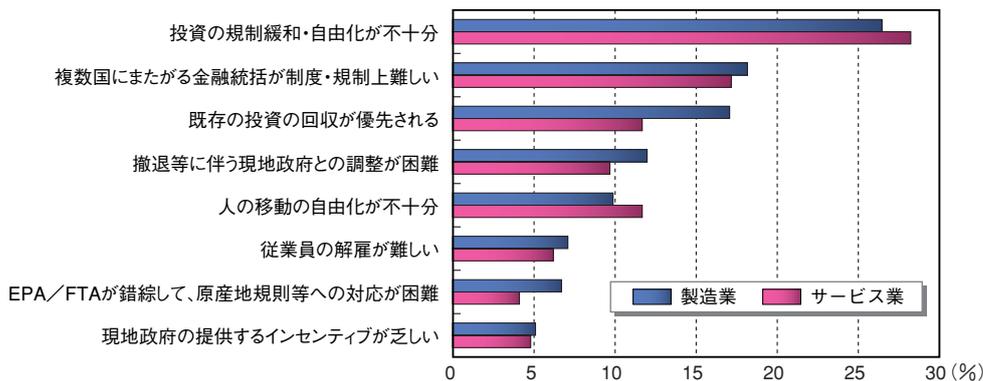
1. 我が国企業が直面している事業環境上の課題

(1) 戦略的な拠点配置を行う上での課題

我が国企業は、東アジアにおけるEPA / FTAによる域内経済のシームレス化、企業行動を支える物流インフラの改善などによって向上しつつある事業環境の下で、多国間工程分業、生産機能の集約化や、域内を一体として捉えた販売統括機能の強化といった戦略的な拠点配置を進めてきている。しかしながら、こうした東アジアにおける拠点配置は、すべてが企業の戦略に基づき自由に実現できるまでには至っておらず、各企業は効

率的な事業活動を行うに当たり、各国の制度やインフラなど事業環境面で、まだ種々の制約を受けている。我が国企業が戦略的な拠点配置を行う上での東アジア全体の課題について見ると、投資規制の緩和や自由化が不十分との指摘が最も多くなっているほか、複数国にまたがる金融統括が難しいといった金融面や、人の移動や解雇といった人材・労務面の問題についても課題が指摘されている(第2-4-1図)。

第2-4-1図 東アジアにおける戦略的な拠点配置(分業関係等の進展、統括拠点の設置)を行う上での課題



(備考) 1. 日本以外の東アジア地域で現在事業活動を行っている、又は、行う予定と回答した企業が東アジア地域における戦略的な拠点配置(分業関係等の進展、統括拠点の設置)を行う上での課題として、当てはまるもの全てについて複数回答。回答企業数は製造業:434社、サービス業:145社。

2. 数値は回答企業総数に占める各課題の割合。

(資料) 財団法人産業研究所(2007)「成長を遂げる中国・インド経済の現状分析とサービス産業を含む我が国企業の海外展開に関する調査研究」から作成。

(2) 各国のビジネスリスク

次に、東アジアの各国で、現在どのような課題が指摘されているかを国別に見ると、国ごとに様々な課題が指摘されており、事業環境が向上してきたとはいえ、更なる改善を望む声が少ない。各国ごとのビジネスリスクを見ると、中国では法・税務、知的財産保護など制度上の問題点を指摘する企業が50%を超えている。またそれ以外の部分についても、他国と比較しても諸課題を指摘する企業の割合が高くなっている。中国もWTO加盟約束事項を果たすべく、種々の規制緩和を実施しては

いるものの、法制度の運用面での不透明さも指摘されており、更なる事業環境の整備が求められている。また、中国以外の国についても、フィリピン、インドネシアでは政治・社会的に不安定という問題点を指摘する企業が50%を超えており、インド、ベトナム等ではインフラの不整備が上位に挙げられている(第2-4-2表)。

東アジアの成長の源泉ともなっている貿易や投資の拡大を促進するためにも、更に自由な企業活動が行える事業環境を整備していくことが重要であり、そのためにも、現在指摘されている課題を取り除いていくことが必要である。

第2-4-2表 各国のビジネスリスク

(単位：%)

	中国 (n=596)	タイ (n=353)	インドネシア (n=238)	マレーシア (n=245)	フィリピン (n=177)	シンガポール (n=244)	ベトナム (n=236)	インド (n=201)
政治・社会的に不安定	41.3	28.3	50.4	3.3	52.5	0.8	9.7	15.4
法制度が未整備、運用に問題あり	59.9	5.9	28.2	6.5	13.0	0.0	32.2	35.3
知的財産権の保護に問題あり	59.2	6.2	9.2	4.1	9.0	1.6	11.9	13.9
税務上のリスク・問題あり	33.2	7.6	15.5	6.5	7.3	2.0	10.2	17.9
為替リスクが高い	20.5	9.1	23.5	5.3	7.9	3.3	8.5	6.5
インフラが未整備	21.6	7.4	29.8	7.8	32.2	0.0	47.9	57.2
人件費が高い、上昇している	28.4	20.4	5.5	13.9	4.0	39.3	5.1	3.5
関連産業が集積・発展していない	4.7	6.2	15.1	12.7	20.9	3.7	31.4	18.4

(備考) 1.母数(n)は、現在、ビジネス関係がある、または新規ビジネスを検討している企業。

2.回答率が高かったものから順に、40%以上をピンク、20%以上40%未満を黄色、5%以上20%未満を白色、5%未満を水色としている。

(資料) JETRO (2007)「平成18年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」から作成。

2. 個別課題について

以上のように、各国で様々なビジネスリスクや拠点配置を行う上での課題が、数多く指摘されている。ここでは、インフラ、知的財産、金融、人材・労務の各項目について、具体的に各国でどのような点が課題とされているかを確認する。

(1) インフラ面での課題

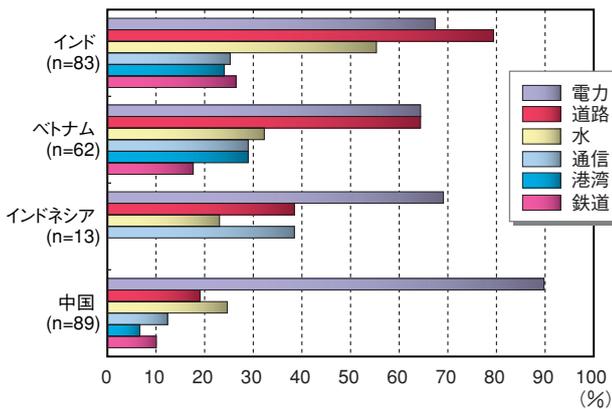
最もインフラへのリスクが高いとされたインドでは、近年の急激な経済成長にインフラ整備が追いつかず、電力、道路など総じてインフラ面については不備が目立つと指摘されている¹(第2-4-3図)。

インドに次いでリスクが高いとされたベトナムについて見ると、台風によって幹線道路が閉鎖されるリスクがあることや、産業集積地の近くにあるハイフォン港は、水深の

浅さから輸送船舶や取扱能力について限界が懸念されていることなど物流面の指摘もあるが、特に深刻となっているのは電力面である。実際に、2005年5～6月にはベトナム北部26省で計画停電が実施され、2006年6月にも15省で計画停電が行われた。この電力不足の要因としては、国民の生活水準向上や進出企業の増加によって電力需要が増加している一方で、ベトナムの電力の約4割を水力発電が占めており、降水量や乾

¹ 詳細は第1章第4節を参照。

第2-4-3図 東アジア主要国の未整備なインフラ



(備考) 開発金融研究所が実施したアンケートにおいて、現在の拠点の有無にかかわらず、今後3年程度で、事業展開を進める、あるいは開始するのに有望と考えている国について、「インフラ未整備」を課題として指摘した企業が、未整備なインフラ内容を複数回答。

(資料) 佐竹、高橋(2007)「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告—2006年度海外直接投資アンケート調査結果(第18回)」から作成。

期の影響を受けるなど供給体制が不安定かつ渇水時の備えが脆弱であることが挙げられる。北部ベトナムでは、電力不足が今後数年間にわたり懸念されているなど絶対的な発電能力については現在も不足しており、火力発電所の能力増強や送電線網の拡充など改善策はみられるものの、今後も大幅に拡大すると見込まれる電力需要に対する根本的な解決には至っていない。

フィリピンでは、2006年1月にフィリピン日本人商工会議所がフィリピンとタイの投資環境を独自に比較分析し、アロヨ大統領に提出した報告書²において、とりわけフィリピンはタイに比べてインフラ整備に課題があると指摘している。その内容を見ると、インフラにかかる費用が対GDP比で見るとタイよりも少ないこと、高速道路の拡張がタイに比べ短いこと、鉄道輸送量がタイに比べ少ないことなどが挙げられており、具体的な解決策としてはスービック、マニラ、バタンガスを結ぶインフラ整備に集中すべきとの提言がなされ、その他、産業廃棄物処理場の早期建設、電力不足や高い電気料金といった電力問題、首都圏のごみ・大気汚染・交通渋滞といった課題の早期解決を政府に求めている。首都圏とスービックを結ぶ高速道路建設、スービック港湾整備などの問題については我が国側の働きかけもあり一定の進展がみられる

が、今後更なる改善が望まれる。

インドネシアでは、アジア通貨・金融危機以降、既存インフラの劣化、維持・管理体制の悪化が指摘されている。物流面においては、道路の整備状態により道路が慢性的に渋滞しており、部品、製品を時間通りに到着又は発送できないことなどの指摘があり、また港湾面においてはタンジュンプリオク港の自動車専用埠頭の能力不足が指摘され、企業の将来の輸出入計画に支障を来す恐れがあるという声もある。また、電話回線網のノイズ、断線・混線の増加やインターネットが接続不能になることが多いなど、情報インフラについても課題が指摘されている。さらに、電力供給についてもその不安定、不足が指摘されており、突然の停電による設備故障等が起こるなど、進出企業の生産にも影響が出ていると言われる。

中国においては、外資系企業誘致を図るため積極的なインフラ整備が進んでおり、沿岸の3大経済圏を中心に改善の方向にある。しかし、都市部と地方でのインフラ格差が大きく、また電力不足といったエネルギー供給面でも課題が指摘されている。2005年に全国28省市で起こった電力不足は、2006年においても8省市で起こった。中国全体の電力需給のひっ迫は、電力施設の増設等で緩和に向かっているとされるが、2006年においても華東や華北、遼寧等の地域で電力需給がひっ迫していたとされ、7月には広東省での計画停電や湖北省での計画外停電が発生している。2007年7月に庄河の電力施設が稼働するとされ、大連市郊外(瓦房店市)では原子力発電所建設が既に始まっているなど、電力不足は2007年には再発しないとされているが、広東省の電力不足の問題は発電設備の能力ではなく、送電網にあると言われるなど、送電網の問題点も指摘されており、広域での電力需要の拡大に対応できるのかという不安を指摘する企業は少なくない。

また、輸送面においても課題が指摘されている。具体的には、中国は鉄道輸送が中心であり、それを道路輸送や水路輸送が補充しているが、経済発展の勢いに輸送力の拡充がやや追いつかない状況も見受けられるとの指摘や、鉄道輸送は軍関係の物資輸送があると滞るとの指摘もあるなど、今後も更なるインフラ改善に向けた取組が求められる。

2 フィリピン日本人商工会議所(2006)「フィリピン・タイ投資環境比較調査報告」

(2) 知的財産保護面での課題

知的財産保護面については、中国のビジネスリスクに対する指摘が圧倒的に多い。

中国では、模倣品・海賊版等の不正商品が横行しているとの指摘は多く、そうした実態、法制や運用面について課題が多く指摘されている。また、韓国、台湾、ASEAN各国、インドについても、知的財産保護に関する実態、法制や運用面での課題が指摘されている³。

模倣品・海賊版等の不正商品の横行は、被害企業

側に市場の喪失、潜在的利益の喪失、ブランドイメージの崩壊等、悪影響をもたらす。そのため知的財産の保護が確約されない国の場合、企業がその国へ進出するインセンティブを減退させる可能性があり、外資系製造業の進出による技術移転や、研究開発拠点の進出による自国の研究開発の促進を通じて更なる成長を図ろうとする発展途上国側にとっては、各国の知的財産保護に向けた取組が重要となる(第2-4-4表)。

第2-4-4表 東アジア主要国・地域における知的財産にかかわる課題や問題点

	知的財産保護制度 (課題や要請されるべきこと)
中国	・模倣品・海賊版等の不正商品が横行しており、実態、法制や運用面に改善が必要。 例: 取締りの強化、再犯防止対策の強化、権利侵害者に対する罰金の高額化、中国専利法における世界公知基準の採用等。
韓国	・商標権の保護が不十分であり、著名商標に対する審査システムの改善が必要。 ・特許庁が実施している2006年度模倣被害調査報告書において、3割近くの日本企業が韓国で模倣被害を受けたと回答しており、模倣品取締りの一層の強化が必要。
台湾	・特許庁が実施している2006年度模倣被害調査報告書において、3割以上の日本企業が台湾で模倣被害を受けたと回答しており、2001年以降順次刑事罰の対象から除外された特許権、実用新案権、意匠権の侵害行為に対する刑事罰化の復活など、模倣品等の取締りの一層の強化が必要。
香港	・著名商標が無断で第三者の商号等に使用されるなど、著名商標等冒用商号の登記問題が発生。 ・香港を経由して中国の模倣品・海賊版が輸出されるなど、模倣品や海賊版等の不正商品に対する取締りが不十分。
ASEAN	・知的財産権侵害を除去するための権利行使の実効性確保が不十分。 ・不正商品が流通。
インド	・日本企業からはソフトウェアやゲームの違法コピーの氾濫、模倣品・海賊版が輸入される等の問題が指摘されるなど、模倣品や海賊版等の不正商品に対する取締りが不十分。

(資料) 経済産業省(2006)「2006年版不正貿易報告書」、特許庁(2007)「2006年度模倣被害調査報告書」、貿易・投資円滑化ビジネス協議会(2006)「2005年度地域の貿易・投資上の問題点と要望」、その他国際知的財産保護フォーラム関連調査等。

(3) 金融面での課題

また、戦略的拠点配置を行う上での東アジア全体での課題として挙げられていた金融面は、企業が効率的な資金移動・管理を行う上でも重要であり、今後更なる金融環境の改善に向け、各国ともに取り組んでいくべき課題である。

東アジア各国は、アジア通貨・金融危機における急激な資本流出と金融為替市場の混乱を踏まえ、国内外の資金移動を制限しつつ、為替相場の安定化・金融政策の自立化を模索している状況であり、課題としては株式・債権市場の流動性が限定的であること、保険マーケット

が未発達であること、倒産隔離⁴・真性譲渡⁵等の証券化に係る法制が未整備であること、統一的な信用情報の不足等の問題から取引先の信用力を把握することが困難であるため企業間信用が限定的であること等が指摘されている。

中国では、外貨預金口座は、親会社からの設立資本金の受け口座である外貨資本金口座や、輸出入取引等の経常取引の外貨入出金に利用する経常項目外貨口座など用途により種類が分かれており、すべての口座開設について外貨管理局の事前許可が必要とされている。さらに、人民元での振替・送金・手形小切手の振出など支

3 例えば、東アジアのJETROの海外事務所には日系企業からの知的財産保護に関する相談件数が3,129件(2006年)寄せられており、JETROは、特に相談件数の多い中国、韓国、タイに担当者を配置するなど対応を強化している。

4 証券化は、原資産を保有している者(オリジネーター)の信用力ではなく、不動産などの原資産そのものの価値の裏付けとして行われる。このため、オリジネーターが倒産しても、原資産が差し押さえられることを防ぐ必要がある。このように、オリジネーターの信用力と原資産の価値を切り離し、オリジネーターが倒産した場合でも元利金の支払に影響が出ないようにする措置。

5 証券化にあたり、原資産がオリジネーターから譲受人に有効かつ確実に譲渡されていること。

払及び現金の入出金を行うための基本口座は1企業に1口座しか認められないなど、口座開設に当たって制約があることも指摘されている。また、親会社からの借入に当たっては、手続きが煩雑な「外債登記」を行わなければならない、借入金を人民元建ての支払に回す場合、両替が1回当たり20万ドルを超える場合には、人民元支払指示書を銀行に提出し、2営業日以内に最終受取人への支払を行わなければならないとされている。なお、1回当たり20万ドル以下の場合でも、前回の人民元転資金の使用明細を提出しなければならない。さらに、グループ企業内の現地通貨の資金移動については、資金の融資・貸付行為は認可を受けた金融機関にしか認められていないため、一般の企業がグループ内の資金移動を行う場合には、原則として金融機関を仲介して資金移動を行う委託貸付という方法を用いる必要があり、金融機関への手数料が発生しコスト高要因となることなどの指摘がある。

インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナムでは、おおむね1年未満の短期資金以外の借入が困難であることに加え、金融機関に同一グループ企業群に対する貸出可能額が金融機関の資本金に応じて設定されており、我が国企業の統合や関連会社の同一地域への進出が進むと現地通貨借入の制約条件となり得ることが指摘されている。

さらに、ベトナムでは、親会社から借入を行う際、ライセンス取得時の借入予定金額の範囲内であっても、中長期借入(1年超)の場合には、ベトナム中央銀行からの事前承認及び個別借入登録証が必要であり、通常は数週間以内で手続きが完了するが、案件によって数か月を要する場合があるといった課題が指摘されている。

インドでは、技術供与によるロイヤリティ送金については、輸出額の8%、国内売上高の5%まで、また、契約に伴う初期の一括支払額は、200万ドルまでに制限されており、当該基準を超える額の送金を行う場合には中央政府の事前許可が必要となる。

(4) 人材・労務面の課題

我が国企業は東アジアにおける雇用・労働面での最大の課題として従業員の賃金上昇を指摘している(第2-4-5表)。

こうした賃金上昇の背景の一つに労働需給のひっ迫が挙げられる。実際、一般工の需給動向について、中国華南地区、タイ、ベトナムなどの産業集積地を中心に、労働者不足感が出ていることが指摘されている。中国華南地域では内陸部からの低賃金の出稼ぎ労働者によって労働供給がなされていたが、内陸部からの労働供給に陰りが生じて

第2-4-5表 進出日系企業の雇用・労働面での問題点

(%)

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
タイ	従業員の賃金上昇	人材(技術者)の採用難	人材(中間管理職)の採用難	管理職、現場責任者の現地化	従業員の定着率
	61.8	53.3	43.2	43.2	41.2
マレーシア	従業員の賃金上昇	人材(技術者)の採用難	人材(中間管理職)の採用難	従業員の定着率	解雇・人員削減に対する規制
	50.3	37.9	36.1	33.1	30.8
シンガポール	従業員の賃金上昇	管理職、現場責任者の現地化	人材(中間管理職)の採用難	人材(技術者)の採用難	日本人出向役員職員(駐在員)のコスト
	61.7	33.0	29.8	27.7	26.6
インドネシア	従業員の賃金上昇	解雇・人員削減に対する規制	日本人出向役員職員(駐在員)のコスト	人材(中間管理職)の採用難	労務問題(ストライキ、労働組合問題など)
	85.8	46.5	43.2	37.4	31.6
フィリピン	従業員の賃金上昇	管理職、現場責任者の現地化	解雇・人員削減に対する規制	人材(中間管理職)の採用難	人材(技術者)の採用難
	60.2	43.6	40.9	38.1	37.6
ベトナム	従業員の賃金上昇	人材(中間管理職)の採用難	人材(技術者)の採用難	日本人出向役員職員(駐在員)のコスト	管理職、現場責任者の現地化
	75.9	59.0	50.6	39.8	36.1
インド	従業員の賃金上昇	従業員の定着率	解雇・人員削減に対する規制	労務問題(ストライキ、労働組合問題など)	人材(中間管理職)の採用難
	72.1	36.1	32.8	31.1	26.2

(備考) 1. 上記の国への進出日系企業が、現地での経営上、雇用・労働面において特に深刻な問題点と認識しているもの全てに複数回答。

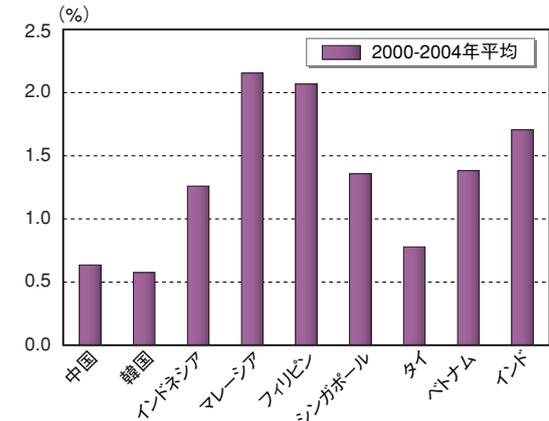
2. 上記は回答率が高かったもの上位5項目を表示。

(出所) JETRO(2006)「在アジア日系製造業の経営実態(アンケート調査)(2006年3月)」。

いると言われている。また、人口増加率もタイ、中国では1%を下回っており、中長期的な少子高齢化の進展により、将来的には労働力供給が先細りとなる恐れがある(第2-4-6図)。また、エンジニアや管理職など一定の能力を持った人材についても、各企業間での採用競争が激しく、想定するレベルの人材の雇用が困難となっていると指摘されている。

また、東アジア各国の労働法制度⁶について見ると、労働者保護的な面があり、解雇規定が厳格に定められているものが多い。インドネシアの労働法の課題として、退職金が高額なこと、窃盗・暴力行為を理由とする解雇の場合も損失保証金の支払義務があること、解雇に政府の許可が必要なことなどが指摘されている(第2-4-7表)。

第2-4-6図 東アジア各国の人口増加率



(資料) ADB「Key Indicators 2005」から作成。

第2-4-7表 各国における雇用・解雇に関する制度比較

	雇用契約に関わる規定	解雇(整理解雇を除く)に関わる規定
タイ	期限付きの契約は原則困難。	試用期間(119日まで)はいつでも解雇可。
マレーシア	期限付きの契約は原則困難。	正当な解雇手続を踏み、その根拠を示す書類を準備する必要あり。
インドネシア	臨時の仕事、季節的な仕事などを除き、期限付きの契約は結べない。	現行労働法では、雇用者側は従業員の解雇に当たり労働省の認可を取得する必要あり。再三の警告書の発行など正当な手続を踏まずに解雇通告を行うと、労働法上は会社都合による解雇に位置づけられる。
フィリピン	6か月以上勤務した社員は正規社員としなければならない。	解雇するためには、従業員に通告し、証拠書類をそろえて弁護士に提出するという行為を2回行わなければならない(twin notice)。
ベトナム	期間契約でも3回目の更新からは永久契約にしなければならない。	一方的に雇用契約を解除できるのは、従業員の恒常的な怠慢、懲戒処分などの特定の場合のみ。
中国	契約は通常1~3年。ただし、雇用が10年間を超えた場合は永久契約にしなければならない。試用期間は6か月まで設定できる。	契約を更新しないことで解雇可能。ただし、現在制定準備が進められている労働契約法案には、労働契約期間が満了して雇用を終了する場合でも経済補償金を支払う、という条項が盛り込まれている。
インド	雇用期間180日以上を経過すると、被雇用者側に正式社員となる権利が発生する。	不当行為以外で、従業員100人以上の企業が従業員を解雇する場合は、事前に州政府の許可が必要。

(出所) 若松(2007)「アジア諸国の労働力環境と日系企業の対応」。

3. 求められるシームレスな経済圏の実現に向けて

東アジアでは、モノやカネ、ヒトの移動が活発化するなど域内経済の一体化が進むとともに、EPA / FTAを通じた制度面での一体化も進展しつつある。これにより、東アジアの事業環境が徐々にシームレスになる中で、各国のインフラ整備の進展や物流業者が提供するサービスの多様化等により物流機能が高度化したこともあいまって、我が国企業は更なる経営の効率化を実現するべく、事業ネットワークを拡大・深化させている。こうした、東アジアへの事業展開は、東アジアの特性をいかしたイノベーションをもたらすことで、企業の持続的な成長力の創出につながっている。同時に、企業が事業ネットワークを拡大・深化させることは、貿易と投資の拡大を通じて地域経済の成長にもつながり、東アジア経済の活性化にも寄与するものと考えられる。

しかし、東アジアの事業環境は、EPA / FTAネットワークの拡大、規制緩和やインフラ整備の進展などにより、近年

着実に向上してきているものの、企業がより自由な事業活動を行うに当たっては、本節で述べた課題を始めとして様々な課題が各国にまだ残っているなど十分とは言えない状況にある。また、各国制度が異なる場合には、各国制度に個別に対応するための追加的なコスト負担を企業に強いることがあるなど、企業の自由な事業活動を阻害する要因となり得る。そのため、企業の自由な事業活動を通じて、東アジアが更なる成長の活力を生み出すためには、より一層の制度整備に向けた取組を各国が進展させていくことに加え、域内全体をカバーする経済連携の枠組みの構築を通じて、財の貿易の自由化のみならず、サービス貿易の自由化、投資ルールの整備、人の移動の担保、知的財産権の保護等も含めた包括的な制度的統合がもたらすシームレスな経済圏を実現していくことが望まれる。

⁶ インドにおける労働法制の問題については第1章第4節を参照。